



## 2月16日(月)～3月16日(月) 確定申告・町県民税申告

問【確定申告】 菊池税務署 ☎0968(25)2121(自動音声案内)  
問【町県民税】 税務課 住民税係 ☎(232)4911

平成26年分の所得税の確定申告期間は2月16日(月)～3月16日(月)です。例年、申告期限は窓口が混み合いますので、申告が必要な人は必要書類などを事前に確認し、余裕を持って早めに申告をしてください。確定申告期間中、役場では町県民税の申告を受け付けています。



### ■確定申告が必要な人

- 給与所得者(アルバイトを含む)で、2カ所以上から給与をもらっている人
- 給与以外の所得金額が20万円を超えている人
- 事業所得、不動産所得、譲渡所得などがある人
- 給与の収入が2,000万円を超える人

### ■町県民税申告が必要な人

- 平成27年1月1日現在、菊陽町に住民票があり、次に当てはまる人が、平成26年中に所得税はかからないが、何らかの収入があった人
- 平成26年中に収入はないが、町県民税の各種証明書が必要な人
- 確定申告を税務署へ提出する人・給与所得だけで職場の年末調整が済んでいる人、町内に住所のある

親族の扶養になっている人は除きます。

### ■申告に必要なもの

- ① 収入・経費について
  - 源泉徴収票、支払証明書(原本)
  - 農業、営業、不動産などの所得がある人は収支内訳書(収入金額と必要経費を記載したもの)
- ② 控除について
  - 社会保険料控除証明書または領収書(国民健康保険・任意継続保険・国民年金・介護保険・後期高齢者医療保険など)
  - 保険料などの控除証明書(生命・介護・地震保険、個人年金など)
  - 障害者控除を受ける人は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書
  - 医療費控除関係(領収書(原本)・高額医療費、保険会社などの給付金額が分かるもの)
  - 申告するときは、あらかじめ領収書の金額を家族ごとに集計して提出してください。
  - 領収書(原本)は税務署へ提出します。返送を希望する人は返信用の封筒と切手をお持ちください。
  - 前回の申告書の控え(持っている人)

- ③ その他
  - 印鑑(認め印で可)
  - 本人の口座番号が分かる通帳など

- 菊陽町の会場で受けられない申告確定申告をする人のうち、次に当てはまる人は菊池税務署で申告をお願いします。
  - 株式などの譲渡所得
  - 先物取引に係る雑所得など
  - 土地・建物などの譲渡所得
  - 住宅ローン控除を初めて申告する人
  - 消費税・贈与税の申告
  - 準確定申告(平成26年中に亡くなった人の申告)

### ■後期高齢者医療保険料・介護保険料を支払っている人

後期高齢者医療保険料・介護保険料を支払っている人で納付確認書が必要な人は、健康・保険課と介護保険課の窓口で発行します。身分証を持参し窓口にお越しください。郵送を希望する場合は、お問い合わせください。

### 【後期高齢者医療保険料】

問 健康・保険課 ☎(232)4912

### 【介護保険料】

問 介護保険課 介護保険係 ☎(232)2508

## 確定申告・町県民税申告の日程

期日	受付地区		場所
	午前 9時～11時	午後 1時～4時	
2月16日(月)	三里木・三里木北		三里木町民センター
17日(火)	新山・北新山・境の松		
18日(水)	杉並台・青葉台・新成		
19日(木)	東ヶ丘・沖野		武蔵ヶ丘コミュニティセンター (武蔵ヶ丘中学校隣)
20日(金)	光の森1町内～7町内		
23日(月)	武蔵ヶ丘1町内～4町内		
24日(火)	武蔵ヶ丘5町内～8町内		
25日(水)	八久保・南八久保・にじの森		
26日(木)	花立・南花立・向陽台		東部町民センター  役場2階 大会議室
27日(金)	中代		
3月2日(月)	上中代・出分	戸次・馬場楠	
3日(火)	川久保・下原	津留・大堀木	
4日(水)	曲手・辛川	井口・道明	
5日(木)	あさひヶ丘・津久礼ヶ丘	上津久礼	
6日(金)	宮ノ上・ひばりヶ丘	下津久礼	
9日(月)	緑ヶ丘	緑陽台	
10日(火)	入道水・柳水・馬場		
11日(水)	鉄砲小路・長塚	新町・南方	
12日(木)	中尾・光団地・駅前・古閑原		

※混雑を避けるため、行政区ごとに受付日(午前・午後)を指定しています。できるだけ、住んでいる行政区の指定された日に申告してください。混み合う場合がありますので、時間に余裕を持ってお越しください。

### ■確定申告書の第二表「住民税に関する事項」

これは、住民税を課税する上で重要な項目です。次に当てはまる人は必ず記入をお願いします。

- 16歳未満の扶養親族がいる人
- 別居の控除対象配偶者・扶養親族がいる人
- 配当所得や株式等譲渡所得があり住民税が源泉徴収されている人
- 住民税の寄付金税額控除を受ける人
- 給与・公的年金などに係る所得とそれ以外の所得がある人
- (日本国内に)非居住の期間があり、その期間に生じた国内源泉所得がある人

### ■申告に必要な障害者控除対象者認定の申請

65歳以上の要介護認定者は、介護保険課交付の「障害者控除対象者認定書」で障害者控除を受けることができます(身体障害者手帳などで控除を受ける人は当てはまりません)。対象者には介護保険課で「障害者控除対象者認定書」を発行しています。詳しくはお問い合わせください。

### ■問い合わせ

介護保険課 介護保険係 ☎(232)2508

## 菊池税務署からのお知らせ

### ■申告日程(税務署)

日時	場所	申告内容
2/16(月)～3/16(月) (土・日を除く) 午前9時～午後4時	菊池税務署 〒861-1393 菊池市隈府874番地1 ☎0968(25)2121	全ての所得税申告 個人事業主の消費税

### ■菊池税務署案内図



### ■公的年金収入のある人の確定申告について

公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税について確定申告をする必要はありません。

ただし、この場合でも

- ① 所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。
- ② 住民税の申告が必要な場合があります。

### ■確定申告書の作成は国税庁のホームページでできます

確定申告書は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成することができます。作成した申告書のデータはe-Taxを利用し、自宅から税務署に送信できます。印刷した申告書は税務署に郵送などで提出することもできます。

### ■自宅からネットが便利「申告・納税 e-Tax」

「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」はインターネットを利用して①所得税、法人税・地方法人税、贈与税、消費税、地方消費税、酒税、印紙税の申告②全ての国税の納税③納税証明書の交付請求、法定調書の提出などの申請・届け出ができます。電子署名を必要としない一部の手続など(納税、メッセージボックスの確認、利用者情報の登録・確認・変更など)は、スマートフォンなどでも利用できます。

### ■問い合わせ

菊池税務署 ☎0968(25)2121 ※自動音声案内